



分割困難な遺産の分割について

1 相続人が複数の場合で、遺された遺産（言葉の重複ですが）が相続人間で分割困難か分割できないことがあります（仮に相続人をA、B、Cとします）。

例えば、高価な骨董品の壺1個だけとか絵画が1点だけ。形状からして分けづらい土地・家屋（間口が狭く奥行きが深い）など。このような場合に、どのように分割するのがよいか。

2 まず、遺産分割の方法について申し上げます。遺産分割の方法には、① 現物分割、② 代金分割および③ 価格賠償の三方法があります（共有物の分割と同じと考えてよいであります）。

現物分割— 現物をそのまま分割します。

代金分割— 遺産を売却して金銭で分けます。

価格賠償（代償分割）— 相続人の一人（A）が一人で全遺産を取得し、その代わりにその対価（代償）を他の相続人（B、C）に支払う。

3 注意を要するのは、遺産そのものが相続人の共有に属するといっても、それだけで直ちに共有物分割請求（訴訟）ができる訳ではないことです。すなわち、遺産が相続人の間で分割協議を経て共有状態にあるとか、遺産分割審判により共有状態になっている場合にはじめて共有物分割請求（訴訟）ができるということです（理解困難かもしれませんが、ここはこのまま理解願います）。

4 現物分割 例えば土地の場合、筆に応じて分割したり（極力等分になるのが望ましい）、分筆をして分けます。

あるいは、複数の物を、土地はA、株式はB、現金はCというように、要するに、今ある状態を保ちながら分けます（分割します）。最も一般的で多く行

なわれる分割方法とあってよいであります。

5 代金分割 遺産を売却して、その売却代金を相続分に応じて分けます。もちろん、売却に要する費用や売却によって生ずる公租公課（税金）も相続分に応じた負担に帰することになります。

6 価格賠償（代償分割） 相続人の一人（A）が遺産（全部 多くの場合分割し難い）全部を取得する代わりにその価格（代償）を他の相続人（BおよびC）に金銭で支払う（償う 補償する）分け方です。

代償分割で困難というか、相続人間で一致を見るのに困難をきたすのは、当該遺産を幾らと評価するかです。Aにすれば評価額が安い方がよいでありましょうし、B、Cにしてみれば高額な方がよい。相続人全員が相続分に応じて分けて負担するとされる債務全額をAが責任をもって支払うとしてそれが確実か、代償の支払いが確実かなど問題は少なくありません。

7 現物分割が困難か不可能、不可能ではないにしても分割して細分化することで価値が著しく損なわれる、あるいは、売却（換価）して代金で分けることが不相当な場合があります。この稿の冒頭の事例がそうです。

このような場合、「債務負担による遺産分割の方法として、「家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の相続人に対して債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができる」としました（家事審判規則第109条）。これは、民法第906条「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」を受けたものと解されます。